

令和 7 年度 インフルエンザワクチン定期予防接種のお知らせ



このお知らせをよくご覧になり、ワクチンの効果や副反応をご理解のうえ、接種を希望する方は、下記の接種期間中で体調の良いときに接種をしてください。

対 象 者	接種日時時点でさいたま市に住民登録があり、次の(1)(2)のいずれかに該当する方 (1) 65 歳以上の方 (2) 60 歳以上 65 歳未満で、厚生労働省令で定める、心臓、腎臓又は呼吸器等の機能に極度（身体障害者手帳 1 級相当）の障害を有する方 ※確認できる身体障害者手帳又は診断書等を接種医療機関にご持参ください。
接 種 場 所	さいたま市定期予防接種実施医療機関（事前予約） ※市内実施医療機関以外を希望する場合、事前に各区保健センターまたは保健所感染症対策課へご相談ください。
接 種 回 数	1 回（定期接種（市の助成）は、接種期間内に 1 度限りです） ※インフルエンザワクチンと新型コロナワクチンは同時接種できます。
接 種 期 間	令和 7 年 10 月 1 日～令和 8 年 1 月 31 日
個 人 負 担 金	1, 600 円（税込）※助成後の金額です。 ※次の(1)～(3)のいずれかに該当する方は、個人負担金が免除されます。 ただし、接種後の個人負担金の返金はできません。 (1)生活保護世帯の方、(2)中国残留邦人等支援給付制度受給者の方、 (3)市民税非課税世帯（世帯全員が非課税）の方

【接種の際持参する物】

- 予 診 票：さいたま市定期予防接種実施医療機関で事前にお受け取りください。
※市外（県内）相互乗入接種医療機関、老人保健施設等で接種を希望される方は、事前に各区保健センターまたは保健所感染症対策課に予診票の入手方法をご確認ください。
- マイナ保険証：マイナンバーカードまたは資格確認書（国民健康保険、後期高齢者医療）など
- 本人確認書類：接種を受ける方がさいたま市民であることが確認できるもの
（介護保険証、マイナンバーカード、運転免許証など）
- 個 人 負 担 金：お釣りのないよう、ご準備ください。
※個人負担金免除の方は以下を医療機関にご提示ください。

個人負担金免除対象	提示するもの
生活保護受給者	生活保護受給者証
中国残留邦人等支援給付制度受給者	本人確認証
市民税非課税（世帯全員が非課税）の方	《次の①～③のいずれか》 ①「介護保険料決定通知書」または「介護保険料納入通知書」 ※市民税課税区分欄が「世帯 非課税」となっているものに限る ②後期高齢者医療資格確認書 ※限度区分が「区Ⅰ」「区Ⅱ」となっているものに限る ③無料券

※無料券は、接種後の発行はできません。接種前に各区保健センターまたは保健所感染症対策課へ申請方法をご確認ください。

※無料券を本人、同居家族、後見人以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。

※市民税非課税（世帯全員が非課税）の方で、本人または同一世帯の方が、令和 7 年 1 月 1 日時点でさいたま市に住民登録がない場合は、事前にご相談ください。

【予診票記入時の注意】

- 接種日当日の体調をよく確認の上、太枠部分を黒ボールペンで正確に記入してください。
- 「診察前の体温」は、医療機関で記入してください。
- 医師の診察の結果、接種が可能と判断された場合、予診票下部の「インフルエンザ定期予防接種希望書」の（接種を希望します・接種を希望しません）のいずれかに○を記入してください。接種を希望する場合は、接種日の日付を記入し、接種を受ける方ご本人が署名（*）してください。
- 接種を受けるご本人が署名（*）をすることが困難な場合、代筆者はご本人の接種を受ける意思を確認し、予診票に確認方法を記入し、ご本人と代筆者の署名をしてください。
- 予防接種を受ける方の同意がない場合は、医師は予防接種を行いません。

インフォームドコンセント（説明と同意）

予防接種は接種を受ける方の意思に基づいて接種を受けるものです。予防接種について、医師から説明を聞き、十分に理解したうえで接種を希望するか希望しないか判断してください。医師の説明に基づく被接種者の同意がない場合、医師は接種を行いません。



※予防接種を受ける前に心配なことがある場合は、事前に接種医等に相談しましょう。

※予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。基本的には接種を受けるご本人が責任をもって記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

※認知症などにより正確な意思の確認がしにくい場合には、家族やかかりつけ医等の協力を得て、接種意思を確認してください。

インフルエンザについて

1 感染経路

インフルエンザはインフルエンザウイルスに感染することによって起こります。インフルエンザにかかった人が咳やくしゃみをするにより、ウイルスが空気中に拡がり、それを吸い込むことによって感染します。

インフルエンザの流行は、通常、初冬から春先に見られますが、時に春期、夏期にもみられます。

2 症 状

症状は、発熱（38℃以上の高熱）や頭痛、全身倦怠感、筋肉痛・関節痛などが突然現れ、咳、鼻水等もみられます。ふつうの「かぜ」に比べて全身症状が強いのが特徴です。特に高齢者や、年齢を問わず基礎疾患のある方、免疫機能が低下している方は、入院や死亡の危険が増加すると言われています。

3 感染対策

流行前の予防接種が有効です。その他、外出後の手洗いや手指消毒、室内を適正な湿度（50～60%）に保つ、十分な休養、栄養をとる、感染流行時には人混みへの外出を控える、室内をこまめに換気することも大切です。

インフルエンザワクチンについて

1 インフルエンザワクチン予防接種の有効性

インフルエンザワクチンは、インフルエンザ感染や発症そのものを完全に予防することはできませんが、発症後の重症化や死亡を予防することに關して一定の効果があるとされています。インフルエンザワクチンの最も大きな効果は「重症化」を予防することです。

インフルエンザワクチンの効果は、接種後2週間から5か月程度と言われています。より効果的に有効性を高めるためには、毎年インフルエンザが流行する前の12月初旬を目安に接種を終えておくことが必要です。

新型コロナワクチンや成人用肺炎球菌、带状疱疹ワクチンなどの他のワクチンとの同時接種については、医師が特に必要と認めた場合は可能です。また、他の種類のワクチンとの接種間隔に制限はありません。

2 インフルエンザワクチンの副反応

接種した部位の赤み、腫れ、痛み等がありますが、通常2～3日の内に治まります。また、全身性の反応として、発熱、頭痛、寒気、だるさ（倦怠感）等がみられることもあります。通常2～3日の内に治まります。

稀に接種後すぐにショックやアナフィラキシー様症状（発疹、じんましん、赤み、掻痒感、呼吸困難等）がみられることもあります。その他、稀に重い副反応として、ギランバレー症候群、急性脳症、急性散在性脳脊髄炎、けいれん、肝機能障害、喘息発作、血小板減少性紫斑病等が報告されています。接種後気になる症状があった場合は、接種医またはかかりつけ医に相談してください。

接種にあたって

1 接種を受けることができない方

(1) 接種当日に明らかな発熱がある方（一般的に37.5℃以上の場合を指します）

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方

急性の病気で薬を飲む必要があるような人は、その後の病気の変化がわからなくなる可能性があるため、その日は接種を見合わせるのが原則です。

(3) インフルエンザワクチンに含まれる成分によりアナフィラキシーを起こしたことがある方

アナフィラキシーとは、通常接種後30分以内に起こるひどいアレルギー反応等や、発汗、顔が急に腫れる、全身にじんましんが出る、吐き気、嘔吐、息が苦しい等の症状に続き、血圧が下がっていく等、激しい全身症状等です。

(4) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を起こしたことがある方

予防接種法上、求められる安全性の確保及び健康被害を極力回避するためです。

(5) その他、医師が不適当と判断した場合

上記(1)～(4)に該当しなくても医師が接種不適当と判断した時は接種できません。

2 接種を受ける際に担当医師とよく相談しなければならない方

(1) 心臓病、腎臓病、肝臓病や血液、その他慢性の病気等を有している方

(2) 今までにけいれんを起こしたことがある方

(3) 今までにぜん息と診断されたことがある方

(4) インフルエンザワクチンの成分又は鶏卵、鶏肉、その他鶏由来のものに対してアレルギーがあると
言われたことがある方

3 接種後の注意事項

- (1) 接種後30分間は急な副反応が起こることがあります。医師（医療機関）と**すぐに連絡が取れるよう**にしておきましょう。
- (2) インフルエンザワクチンの副反応の多くは24時間以内に出現しますので、特にこの間は体調に注意しましょう。
- (3) **入浴は差し支えありませんが**、接種した部位を強くこすることはやめましょう。
- (4) 接種当日はいつもどおりの生活をして構いませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。
- (5) 接種日時点でさいたま市に住民登録のない方や規定回数を超える接種を行った場合等、**公費（定期）接種による条件を満たしていない場合は、接種費用は自己負担となり、接種後に医療機関に接種費用をお支払いいただきます。**

その他

1 予防接種を受けない場合

接種医の説明を十分聞いた上で、ご本人が接種を希望しない場合や、家族やかかりつけ医の協力を得ても本人の意思が確認できなかったため接種をしなかった場合、また、当日身体状況等により接種をしなかった場合等において、その後インフルエンザに「り患」あるいは「り患したことによる重症化、死亡」した場合は担当した医師にその責任を求めることはできません。

2 副反応が起こった場合

接種後、副反応が起こることがあります。また、接種と同時に他の病気がたまたま重なって現れることがあります。接種後、接種した部位が痛みや熱をひどくもってひどく腫れたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、高熱等が現れたら、医師（医療機関）の診察を受けてください。

3 予防接種健康被害救済制度について

定期接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたもののかの因果関係を予防接種・医療・法律等各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定される必要があります。

○市内実施医療機関または市外（県内）相互乗入接種協力医療機関で接種を希望している場合は、さいたま市の定期接種（公費）として接種が可能な医療機関が事前に確認してください。

○老人保健施設等で接種される方は、接種前に必ず各区の保健センターでの手続きが必要です。

なお、施設または医療機関に支払った接種費用から個人負担金を控除した額を、市が設定した上限額の範囲で交付する「予防接種料交付金交付制度」があります。

各区保健センターまたは保健所感染症対策課へご相談ください。



問合せ先（午前8時30分～午後5時15分 土・日・祝日・年末年始は除く）

西区保健センター	Tel 620-2700	Fax 620-2769	桜区保健センター	Tel 856-6200	Fax 856-6279
北区保健センター	Tel 669-6100	Fax 669-6169	浦和区保健センター	Tel 824-3971	Fax 825-7405
大宮区保健センター	Tel 646-3100	Fax 646-3169	南区保健センター	Tel 844-7200	Fax 844-7279
見沼区保健センター	Tel 681-6100	Fax 681-6169	緑区保健センター	Tel 712-1200	Fax 712-1279
中央区保健センター	Tel 840-6111	Fax 840-6115	岩槻区保健センター	Tel 790-0222	Fax 790-0259

さいたま市保健所感染症対策課：Tel 840-2211 Fax 840-2230